

別表六（二十九）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第2項若しくは第3項《復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第17条の2の2第2項若しくは第3項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》若しくは第17条の2の3第2項若しくは第3項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2第3項《復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成28年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2第3項《復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 震災特例法第17条の2第1項の表の各号の第4欄に掲げる減価償却資産又は震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第17条の2の3第1項に規定する特定機械装置等を事業の用に供した事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日等2」は次により記載します。

(1) 法人が震災特例法第17条の2第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。

(2) 法人が震災特例法第17条の2の2第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。以下同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまで《定義》に掲げる指示の全てが

解除された日を記載します。

(3) 法人が震災特例法第17条の2の3第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は同項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があった日（当該特定復興再生拠点区域復興計画につき変更の認定があったことにより新たに認定特定復興再生拠点区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2の3《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する認定特定復興再生拠点区域をいいます。）に該当することとなる区域にあっては、当該変更の認定があった日）のいずれか早い日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。

3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

4 「(10)のうち10%又は6%適用資産の取得価額11」は、「差引改定取得価額10」の金額のうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第17条の2第4項第1号ハ及びヘに掲げる減価償却資産並びに令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得又は建設をした同号チに掲げる減価償却資産に係る金額の合計額を記載します。

5 「翌期繰越額31」の各欄の外書には、震災特例法第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用される措置法第42条の13第1項から第5項まで《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六（六）「7」又は別表六（六）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」は、当該金額を含めて計算します。

6 「機械設備等の概要」には、減価償却資産が震災特例法第17条の2第1項の表の各号の第4欄に掲げる資産又は震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第17条の2の3第1項に規定する特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。